

## 事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部  
ジェンダー平等・貧困削減推進室

### 1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）

案件名：起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト

（英名）The Project for Women's Economic Empowerment through Entrepreneurship, Leadership and Networking

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国におけるジェンダー平等の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）は、国内紛争（1983年～2009年）の終結後着実に経済成長を遂げてきたが、2019年のテロ事案、2020年以降新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の流行により主要産業で外貨獲得に重要な観光業が大きな影響を受け、更に2021年後半から世界経済回復に伴う需要の高まり等による物価上昇と外貨不足、債務不履行の状況に直面し、経済危機に陥った。その結果、経済活動の縮小、ガソリン不足、移動の抑制、停電など市民生活への影響が起きている。

経済状況の悪化は、女性に特に深刻な影響を及ぼしている。COVID-19の大流行と近年の経済危機の中で生計を維持することが困難な状況にある女性も多い。

女性が深刻な影響を受ける背景として、スリランカでは、ジェンダーに基づく社会規範や性役割分業によって、女性の労働や経済機会へのアクセスや、世帯や地域における意思決定権が限られていることが挙げられる。2020年のスリランカの労働力率は男性71.7%に対して女性31.6%に留まり、64%の女性はインフォーマルセクターで雇用されている<sup>1</sup>。女性は農業や観光業、サービス業などにおいて不安定な仕事に従事しており、これらの仕事の多くは低賃金で、労働条件や環境も劣悪である。

スリランカ政府は、国家政策文書「National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour」（2019年12月）の中で、女性の地位向上を取り組むべき重要課題の一つとしている。さらに、国連安全保障理事会決議1325号「女性、平和及び安全保障」に基づき、紛争地や災害地における女性の平和と安全を

<sup>1</sup> 女性省 Statistical Handbook（2021）および CEDAW 16 May 2022, Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Ninth periodic report submitted by Sri Lanka under article 18 of the Convention, due in 2021（以下 CEDAW Report 2022）  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=3&CountryID=164](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=3&CountryID=164) より

促進するため、女性の経済的自立、教育、健康、ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-based Violence。以下、「SGBV」という。）の排除、女性の政治参加促進を目的とした国家行動計画の策定も進めている。また、同国のジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて、女性・子ども・社会的エンパワメント省（Ministry of Women, Child Affairs and Social Empowerment。以下、「女性省」という。）を設置しており、同省女性局（Women's Bureau）が女性の経済的・社会的地位の向上や、SGBVの撤廃に向けた事業の実施及び推進役を担っている。女性局の下、全国の25県と331郡に女性開発官（Women Development Officer、以下「WDO」という。）が配置され、関連プログラムの実施やサービスの提供を行ってきている。また、女性局の下、最小の行政単位である行政村（Grama Niladhari: GN）毎に地域の女性の自助グループ（Women's Action Society、以下、「WAS」という。）が組織されており、貯蓄や生計向上、SGBVの撤廃に向けた活動を行っている。WASは殆どのGNで組織されており、その数は全国で約14,000に上る。

しかしながら、県と郡配置のWDOは、本省や各県/郡行政の末端の行政官として各種情報や資源、研修機会を地域の女性たちに届ける役割を果たすに留まるのが実情である。経済活動支援に係る経験も小規模な生計向上支援に限られている。WDOの活動を統括する女性局もWDOによる効果的な活動を支援するための制度・体制が整備されていない。小規模経営をする女性／女性グループは、顧客や競争相手など市場を意識し価値を創造する市場志向型の起業や、金融リテラシーを学ぶ機会がなく、個人経営からの事業拡大や地域における企業の女性の雇用創出が進んでいない。更に2022年に起こった経済危機により、ますます女性の経済状況は悪化しており女性の経済的エンパワメントを推進することが喫緊の課題となっている。

また、女性の経済的エンパワメントのためには、女性に対する経済面の支援に留まらず、ドメスティック・バイオレンス(DV)や早期妊娠、児童虐待、アルコール依存や薬物乱用による性犯罪、世帯や地域における女性の意思決定権の欠如といった、地域のジェンダー課題に対応し、女性の安全な経済参加や女性の意思決定権の獲得等を実現するため、世帯や地域の変革を促していく必要がある。しかしながら、WASは政府等の生計活動支援プログラムの受け皿として機能している側面が大きく、これらの女性をとりまく社会課題の解決に向けた十分な行動を起こすまでには至っていない。こうした中、地域において、持続性・発展性のある女性の経済的エンパワメントが進んでいない状況がある。

アンパラ県、モナラガラ県は80%以上が農業に従事し、全国の中でも所得が低い州に位置する<sup>2</sup>。特にアンパラ県は国内で最も民族・宗教が混在した地域の

<sup>2</sup> Central Bank of Sri Lanka Annual Report (2018)

一つであり、コミュニティ内の意思疎通の問題や言語の違いによって行政サービスを等しく提供できていない状況にある。さらに COVID-19 や経済危機の影響を受けて世帯収入は大きく減っており、小規模経営や非正規雇用の脆弱な立場に置かれた女性への経済的エンパワメントの必要性が高い。

以上の状況を受け、本事業はアンパラ県、モナラガラ県を対象に、他県への普及を視野に入れ、WDO の能力強化及び WAS の活性化を通じた女性の経済的エンパワメント促進モデル<sup>3</sup>の構築を目的に実施するものである。

(2) 女性支援セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ/クラスター）における本事業の位置づけ

我が国の「対スリランカ国別開発協力方針」（2018年1月）の重点分野「重点分野包摂性に配慮した開発支援」において、女性の経済力強化を支援することが方針として掲げられている。また、JICA はスリランカ国別分析ペーパー（2020年3月）において、重要な開発課題の横断的事項として「ジェンダー平等・女性のエンパワメントに資する協力を行う」ことを挙げている。また、JICA グローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」（2022年2月）においても「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」及び「ジェンダースマートビジネスの振興」を重点的に取り組むこととしている。本事業は、スリランカのジェンダー平等で公正な社会の実現を目指すものであり、我が国及び JICA の協力方針及び分析に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

国連女性機関（UN Women）は、日本政府による無償資金協力「スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画（G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ）（UN 連携／UN Women 実施）」を通じて実施されている「Implementation of the Women, Peace and Security Agenda in Sri Lanka」（2019-2022）において、職業訓練の実施により女性世帯主や元戦闘員等の脆弱な女性約 500 人の起業・就業を支援している他、女性のエンパワメントに係るスリランカ政府の政策立案能力の強化に向けた取り組みを行っている。FAO はスリランカ農村部のジェンダー分析を行い、“Country Gender Assessment of the Agriculture and Rural Sector in Sri Lanka”（2018年）を作成している。また、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）は他ドナー

---

<sup>3</sup>女性の経済的エンパワメント促進モデルとは、女性の経済資源（生産活動や起業やビジネスに必要な資源、情報、技術、マーケット等）へのアクセスや収入向上、世帯や地域における自己決定権の向上に向けた支援に際して必要となるナレッジや効果的な取り組み、支援アプローチ・手法を示すもの。

と連携しビジネス育成事業を実施しており、女性に関しては非伝統的分野でのビジネスや、女性商工会議所（Women's Chamber of Industry and Commerce）との連携によりビジネスプラットフォームの形成などを支援している。

その他、国連人口基金(United Nations Population Fund : UNFPA)、国連開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）は SGBV の撤廃に向けた政策や制度整備に向けた支援を進めてきている。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、アンパラ県とモナラガラ県において、起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメントのパイロット活動の実施及びモデルの構築、並びに女性省の実施能力強化を通じ、同モデルの制度化を図り、もって同モデルの他県への普及に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名：コロンボ、アンパラ県及びモナラガラ県（2県はパイロットサイト）

#### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：女性省女性局、対象県・郡の WDO 及び行政官

最終受益者：対象地域の女性とその家族

（4）総事業費（日本側）：354 百万円

#### （5）事業実施期間

2023 年 3 月～2027 年 3 月を予定（計 48 カ月）

#### （6）事業実施体制

女性省女性局が実施機関として県及び郡の WDO の管理を所掌する。WDO は女性局の指示及び県・郡事務所との調整の下、本事業で実施する研修や活動を実施する。

#### （7）投入（インプット）

##### 1) 日本側

##### ① 専門家派遣（合計 73P/M）：

長期専門家：女性のエンパワメント/政策調整（24P/M）

短期専門家：総括/女性の経済的エンパワメント、起業・ビジネス支援、市場調査、食品加工、デジタルマーケティング（計 49P/M）

##### ② 第三国研修

##### ③ 機材供与：必要に応じ PC、プリンタ等

## 2) スリランカ国側

### ① カウンターパートの配置

② 案件実施のための施設、現地経費の提供：女性省内及び対象県事務所内のプロジェクト事務所提供、研修の際の日当・交通費等

## (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

本事業の先行案件「紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー」（2019年～2021年）では、COVID-19の影響を受けた小規模ビジネスを営む女性300名を対象に、緊急対応的に機材や物資の供与及び研修実施を行った。また、WDOの業務所掌を整理し、女性局への活動報告書式や、上述のような生計活動支援の実施ガイドラインなども作成した。右ガイドラインは本事業でも活用が見込まれる。

### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

本事業では、民間企業、ビジネス開発サービス機関、金融機関、NGO等をパートナーとして女性の市場志向型の起業やビジネスを支援することで、ビジネスの持続性を確保することを目指す。日本企業も含め、市場開拓やデジタルを通じた販売網の確保等、より広いネットワークを構築するとともに、連携の過程を通じて市場の需要に応えられる商品・サービスの質の向上の可能性も模索する。また、パイロット活動の一環として女性省傘下の Saubagya 開発局が実施する国家プログラムである Saubagya 一村一品プログラム<sup>4</sup>と連携することとしており、国家プログラムのジェンダー主流化を図ることで、地域の女性の経済的エンパワメントを広く促進していく。

また、類似事業を行っている他ドナーの教訓やツール等の活用を検討する。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に照らし、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項：

女性の経済的エンパワメントの実現においては、女性たちの経済活動の活性化や収入向上を図る支援だけでなく、地域や世帯における固定的な性役割分業やジェンダーに基づく差別や偏見、DVや早期結婚・妊娠といった課題を解消す

<sup>4</sup> Saubagya 一村一品プログラムは日本の一村一品運動を参考に、スリランカ政府が実施している事業。

るとともに、女性たちがさまざまな経済資源や機会へアクセスする能力を高め、女性たちが得られた資源や収入を主体的に活用する力を獲得していくための取り組みが不可欠である。したがって、本事業においては、あらゆる取り組みにおいて、女性たちの経済活動やエンパワメントの実現を阻む地域のジェンダーに基づく課題解決に向けた女性たちのリーダーシップやネットワーク強化を図る計画としている。また、女性の起業やビジネスへの支援においては、地域の女性の雇用創出や女性をとりまく社会課題の解決に資する事業を優先的に支援することで、世帯収入が十分でない、また自身で生計手段を持たない脆弱な立場にある女性の生計向上やエンパワメントを促す計画としている。

### 3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI (P) (ジェンダー平等政策・制度支援案件)

#### <活動内容/分類理由>

本案件は、実施機関がナショナルマシーナリー（男女共同参画を推進する組織）であり、同国のジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を主目的とする案件である。具体的には、2020年から続くCOVID-19や2022年の経済危機により、経済的に困窮している地方部の女性の経済的エンパワメントの促進に向けた取り組みモデルの構築と制度化を行うこととしており、実施機関や対象県関係者の行動変容や実施能力強化にかかる指標を設定しているため。

### 4) その他特記事項：特になし。

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進モデルが事業対象県以外でも採用される。

#### 【指標及び目標値<sup>5</sup>】

- ・ 事業対象県内、県外で少なくともXX名（県内の女性XX名、県外の女性XX名）が、本事業で作成したプロジェクトモデルによって支援される。

(2) プロジェクト目標：起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進モデルが制度化される。

#### 【指標及び目標値】

- ・ 本事業で作成したガイドラインに従って、女性省にて女性の経済的エンパワメントを目的としたプログラムが作成され、予算が確保される。
- ・ XX名のWDOが女性省の研修リソースパーソン（マスタートレーナー）として指名される。

### (3) 成果

成果1: 対象県における女性の起業とビジネスの振興に向けたリソースが整理さ

<sup>5</sup> 具体的な数値については実施中に確定予定。

れる。

成果 2:パイロット活動を通じて、女性の起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化に向けた経験や結果が検証される。

成果 3:パイロット活動の実施を通じて、起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進モデルが構築される。

成果 4:女性の経済的エンパワメント促進モデルの実施に向けた女性局の能力と体制が強化される。

#### (4) 主な活動

1-1 対象県における女性の市場志向型ビジネスを促進するための課題を特定し可能性を検証するための調査を実施する。

1-2 女性の起業とビジネスを支援するためのリソース調査を実施する。

1-3 調査結果を分析し、対象県の女性の起業とビジネスにとって有望な事業分野を特定する。

1-4 対象県における女性のジェンダーニーズを把握するための調査を実施する。

1-5 Saubagya 一村一品プログラムの実施プロセス及びインパクトに関するジェンダー分析を行う。

1-6 上記(1-1~1-5)の調査結果を分析し、対象郡を選定する。

1-7 パイロット活動の計画を確定する。

1-8 対象女性/女性グループの選定手順・基準を含む実施マニュアルを作成する。

1-9 1-8 で作成された実施マニュアルに従ってパイロット活動を実施するために、対象郡事務局の WDO 及び関係者に対して研修を実施する。

2-1 上記 1-8 で作成したマニュアルに基づき、パイロット活動で支援する女性/女性グループを選定する。

2-2 選定した女性/女性グループの現状を把握するためのベースライン調査を実施する。

2-3 ベースライン調査の結果を分析し、女性の実践的及び戦略的開発ニーズを把握する。

2-4 対象となる女性/女性グループの事業計画策定を支援する。

2-5 対象となる女性/女性グループへの支援を行うパートナー機関やリソースパーソンを特定する。

2-6 パートナー機関と連携し、女性/女性グループがビジネスプランを実行するための支援を行う。

2-7 パイロット活動の関係者が参加する会議を開催し、活動の経験を共有する。

2-8 パイロット活動の進捗状況及び成果に関する定期的なモニタリングを実施する。

2-9 パイロット活動の効果を検証するためのエンドライン調査を実施する。

2-10 エンドライン調査の結果を分析し、ナレッジ、グッドプラクティス、教訓を確認する。

3-1 起業とビジネス、リーダーシップ、女性のネットワーキングを通じた女性の経済的エンパワメントのためのプロジェクトモデルを推進する WDO 向けガイドラインを作成する。

3-2 実施パートナー向けのツールキット<sup>6</sup>を作成する。

3-3 ガイドラインとツールキットを他の県・郡の WDO やその他関係者に紹介するためのワークショップを開催する。

(WAS 活性化コンポーネント)

4-1 現在の WAS の規約の見直しを行う。

4-2 対象県における WDO と WAS の現在の課題を分析するための調査を実施する。

4-3 対象県の WDO とワークショップを開催し、WAS の改革に向けた郡レベルでの行動計画を策定する。

4-4 上記 4-3 で策定されたアクションプランに盛り込まれた一連の活動を、対象県内の特定の郡で実施する。

4-5 活動の実施を通じて得られた知識、グッドプラクティス、教訓をまとめ、WDO が WAS 活動を強化するためのガイダンスノートを作成する。

4-6 マルチステークホルダーワークショップを開催し、ガイダンスノートを共有し、WAS の規約改正に向けた最終提言を行う。

4-7 WAS の新規約に基づき、WDO の職務事項 (TOR) を見直し、改訂する。

(経済的エンパワメント促進モデル制度化コンポーネント)

4-8 女性の経済的エンパワメントのためのプロジェクトモデルを実施・促進する能力を強化するために、対象県及び郡事務局の WDO と関係者を対象とした研修を実施するための研修モジュールを作成する。

4-9 上記 4-8 で作成された研修モジュールに基づき、郡レベルの WDO 及び関係者を対象とした研修講師のトレーニングを実施する。

---

<sup>6</sup> ツールキットは、起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じて女性の経済的エンパワメントを効果的に推進するために、WDO と連携する公的機関や民間団体に向けて実践的・実用的な見識やガイダンスを提供する目的で作成する冊子。



4-10 上記 4-9 で研修を受けた WDO や関係者が、他の WDO や関係者に対して研修を実施することを支援する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ジェンダーと女性のエンパワメントに関する国家政策が維持される。
- ・研修に参加した WDO の異動が最小限に抑えられる。

### (2) 外部条件

- ・プロジェクト活動が、自然災害や治安状況等により制限されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

スリランカ「紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー」(2019年～2021年)では、COVID-19の影響を受けた女性対象に緊急支援として機材や物資の供与等を行った。WDOが受益者のフォローアップを行うことで、小規模な支援であっても生計向上効果が確認された一方で、受益者以外への裨益は限定的であった。本事業では、女性グループビジネスを対象とする他、地域の雇用創出効果のある事業を優先的に支援することで、より広く裨益する女性の経済的エンパワメント促進モデルの制度化を目指す。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、女性のビジネス支援を通じて経済的エンパワメントに資するものであり、SDGs ゴール 5「ジェンダー平等」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 12 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年後 事後評価

以 上